

## 貸室ご使用のお客様へ

### 1. 貸室のご使用についての注意事項

#### 入室時について

- ① 来館されましたら、地域交流館 1 階交流ラウンジにて「貸室カードキー」等をお渡ししますので、必ず受付へお越しください。
- ② スペース 1A と 1B、及びスペース 3A と 3B を 1 室として使用される場合、出入口になる扉は 2 か所になります。外の解錠を行わず室内から解錠しますとエラーが発生しますので、必ず双方の解錠を行ってから入室してください。

#### 退室時について

- ① 退室時には部屋の清掃を行い、発生したゴミはお持ち帰りください。  
掃除道具は共用キッチンに設置しております。
- ② 万が一、破損や落ちない汚れ等が発生しましたら、受付までご連絡ください。
- ③ 机や椅子を移動した場合は、所定の位置にお戻しください。
- ④ ご予約いただいた貸室使用時間は、準備と片付けを含む時間となっております。
- ⑤ お帰りの際には、必ず受付に立ち寄り、貸室カードキー等の返却をお願いいたします。

#### お支払いについて

- ① 貸室のご予約や夜間の冷暖房のお支払いは、21 時 30 分までをお願いいたします。

### 2. 貸室ご使用の中止及び、予約の変更について

- ① 貸室のご使用を中止、又はご予約の変更をされる場合は「太子町地域交流館使用中止及び使用料還付申請書」と「太子町地域交流館使用許可書」を提出していただく必要があります。  
その際、口座振込での返金を希望される方は、振込先となる金融機関名と口座のわかるものをご持参ください。
- ② 還付については「太子町地域交流館の設置及び管理に関する条例」第 11 条第 1 号～3 号のいずれかに該当するときは、その全部または一部を還付いたします。

#### 太子町地域交流館の設置及び管理に関する条例第 11 条

既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、町長はその全部又は一部を還付することができる。

- (1) 天災地変その他使用者の責に帰すことができない理由により使用できなくなったとき。
- (2) 使用者が、使用日の 1 週間前までに使用の取消し又は変更を申し出た場合で、町長が相当の理由があると認めるとき。
- (3) その他町長が特別の理由があると認めるとき。